

射撃場に係る鉛汚染対策ガイドライン（案）の概要

1. 基本的考え方

- 射撃場は鉛弾を使用する施設であって、場内に鉛弾や鉛を含む土壌が存在すること自体を環境保全上の問題とするものではないものの、射撃場周辺土壌の汚染や公共用水域での水質汚濁及び地下水の汚染といった鉛による環境保全上の問題を生じさせないようにすることが必要である。

2. 射撃場に係る鉛汚染問題の有無の調査

- (1) 各射撃場において以下の観点で調査を行い、現状で射撃場に係る鉛汚染問題が発生しているか否かについて判断する。
 - ① 場外に流出する表流水の鉛濃度が、水質環境基準の10倍値（0.1mg/L）を超過していないか。
 - ② 場内及び周辺の飲用井戸等の地下水の鉛濃度が、地下水環境基準（0.01mg/L）を超過していないか。
- (2) 調査の結果、現状で鉛汚染問題が発生していると判断される場合は、問題を解消することを目的とした対策を行うことが必要である。一方、問題が発生していないとされる場合も、将来にわたって問題を生じることのないよう、問題を未然に防止するための対策を行うことが必要である。

3. 対策の実施、モニタリング等

- (1) 対策の検討に当たっては、以下のような情報の中から、各射撃場の状況に応じて必要なものを収集、整理する。
 - ・鉛弾の使用量、回収量等
 - ・着弾範囲の土壌の性状
 - ・場内表流水の状態
 - ・飲用井戸等の存在状況
 - 等
- (2) 以下のような対策の中から、当該射撃場にとって有効と考えられる対策を選定する。このうち、鉛弾の回収は、射撃場における鉛の発生源を除去

するものであり、鉛汚染問題の解消及び未然防止の双方において特に有効である。

- ・鉛弾の回収
- ・着弾範囲の舗装又は吹付け
- ・土壌 pH 調整による鉛の溶出抑制
- ・表流水を経由した鉛の拡散防止（溜め枒、水処理施設等の設置）
- ・地下方向への鉛の拡散防止（鉛を吸着しやすい土壌、資材等の敷設）等

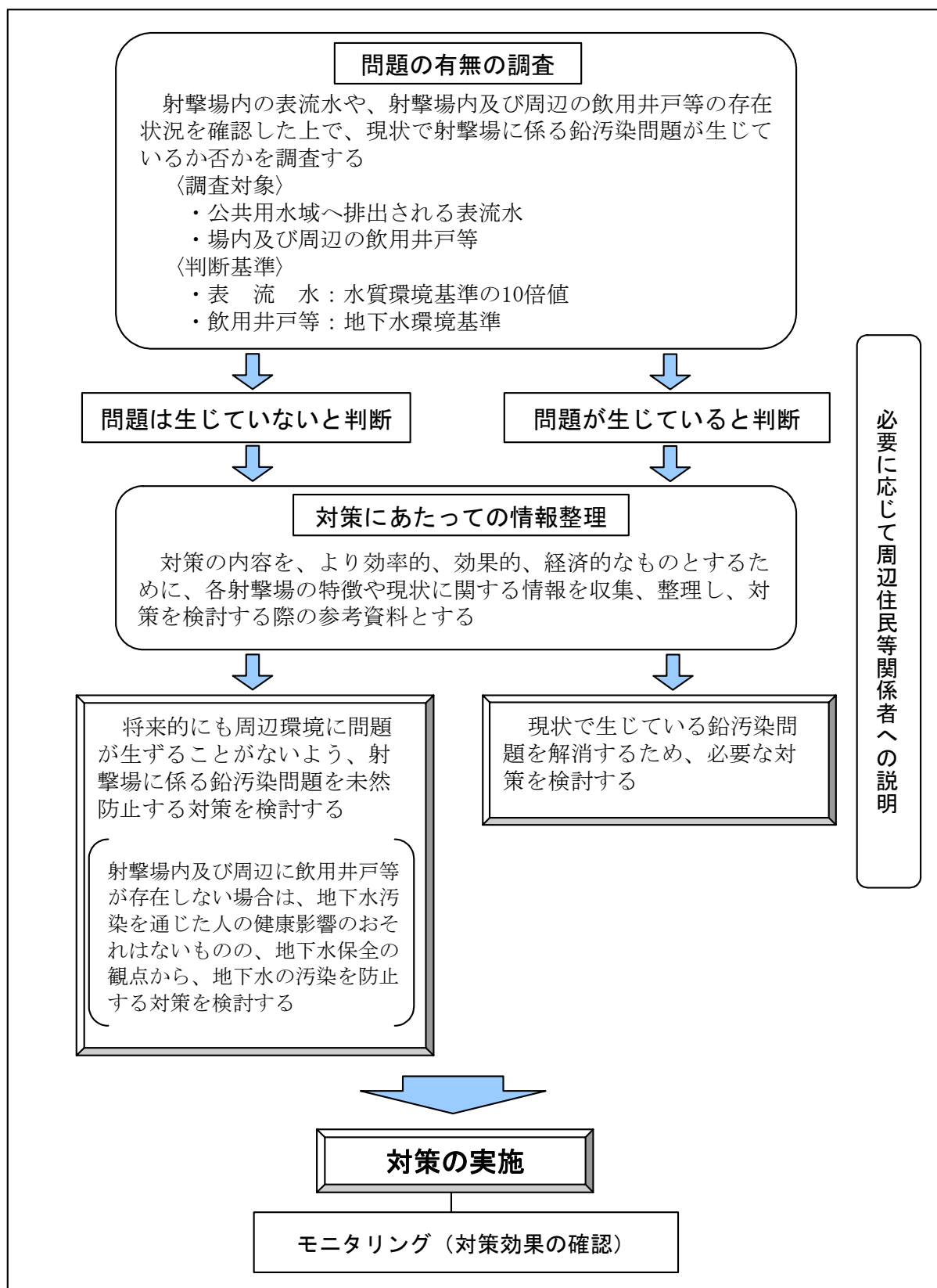
（３）対策の完了後には、対策の効果を確認するため、モニタリングを実施する。また、問題が発生していない射撃場を含め、鉛汚染問題が生じていないことを確認するため、継続的なモニタリングを実施する。

（４）対策に伴って処分が必要な土壌や廃棄物等が生じた場合は、環境保全上の問題が生じないように、関係法令に従って適切に処理する必要がある。また、鉛弾等は適切に分別し、リサイクルすることが望ましい。

4. その他

- 射撃場としての運営を中止して他用途に転用する場合は、土壌汚染対策法や射撃場が設置されている自治体の条例等に基づく調査・対策を講ずることが必要となる場合がある。

参 考



各射撃場の設置者等が鉛汚染対策を検討する際の基本的な流れ